

「上場有価証券等振替決済口座管理約款」新旧対照表

平成26年12月13日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う振替株式等(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)をGMOクリック証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>第2条(振替決済口座)</p> <p>1.振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2.振替決済口座には、振替法に基づき、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。</p> <p>3.当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</p>	<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う振替株式等(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。) <u>及び振替上場投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)</u>をGMOクリック証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。<u>また、振替上場投資信託受益権及び特例上場投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。</u></p> <p>第2条(振替決済口座)</p> <p>1.振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2.振替決済口座には、振替法に基づき、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替<u>上場投資信託受益権</u>の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替<u>上場投資信託受益権</u>の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。</p> <p>3.当社は、お客様が振替<u>上場投資信託受益権</u>についての権利を有するもの</p>

新	旧
<p>第3条(振替決済口座の開設)</p> <p>1.振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の口座開設申込によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2.当社は、お客様から口座開設申込による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3.振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>第6条(加入者情報の取扱いに関する同意)</p> <p>当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、<u>株式等の振替制度</u>に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>に限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</p> <p>第3条(振替決済口座の開設)</p> <p>1.振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「<u>口座開設申込書</u>」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2.当社は、お客様から「<u>口座開設申込書</u>」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3.振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>第6条(加入者情報の取扱いに関する同意)</p> <p>当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>に係る記載又は記録が<u>行われた</u>場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、<u>当社が機構に対して通知する等、振替上場投資信託受益権</u>の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものと</p>

新	旧
<p>第 8 条(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>1.当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2.前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、<u>振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、<u>総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知</u>若しくは総受益者通知(以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 10 条(振替制度で指定されていない文字の取扱い)</p> <p>お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に<u>変換すること</u>につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 11 条(振替の申請)</p> <p>1.お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができ</p>	<p>して取り扱います。</p> <p>第8条(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>1.当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2.前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知(以下「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知、<u>振替上場投資信託受益権</u>については、<u>受益者登録のとき</u>に行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 10 条(振替制度で指定されていない文字の取扱い)</p> <p>お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に<u>変換を行うこと</u>につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 11 条(振替の申請)</p> <p>1.お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、</p>

新	旧
<p>ます。</p> <p>(1)差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>(2)法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>(3)機構の定める振替制限日を振替日とするもの</p> <p>2.お客様が振替の申請を行うに当っては、その5営業日前までに、次に掲げる事項を会員画面の当社所定の依頼フォームに入力の上、お申込みください。</p> <p>(1)当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量</p> <p>(2)お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</p> <p>(3)前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、<u>新投資口予約権者</u>、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>(4)特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量</p> <p>(5)振替先口座</p> <p>(6)振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</p>	<p>振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>(2)法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>(3)機構の定める振替制限日を振替日とするもの</p> <p>2.お客様が振替の申請を行うに当っては、その5営業日前までに、次に掲げる事項を会員画面の当社所定の依頼フォームに入力の上、お申込みください。</p> <p>(1)当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替<u>上場投資信託受益権</u>の銘柄及び数量又は口数</p> <p>(2)お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</p> <p>(3)前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、<u>優先出資者又は受益者</u>(以下本条において「株主等」といいます。)又は振替上場投資信託受益権についての受益者の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量又は口数のうち当該株主、<u>受益者</u>等ごとの数量又は口数</p> <p>(4)特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量又は特別受益者(加入者が、<u>その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合にお</u></p>

新	旧
<p>(7)前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>(8)振替を行う日</p> <p>3. 前項第 1 号の<u>数量のうち振替上場投資信託受益権の数量</u>にあつては、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4.振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 5 号の提示は必要ありません。また、同項第 6 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5.当社に振替<u>株式等</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替<u>株式等</u>の振替の申請があつたものとして取り扱います。</p> <p>6. 第 2 項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第 5 号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p>	<p><u>ける当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の口数のうち当該特別受益者ごとの口数</u></p> <p>(5)振替先口座及びその直近上位機関があればその名称</p> <p>(6)振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</p> <p>(7)前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等又は振替口数のうち受益者ごとの口数並びに当該受益者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(8)振替を行う日</p> <p>3.<u>前項第 1 号の口数</u>は、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4.振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 5 号の提示は必要ありません。また、同項第 6 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5.当社に振替<u>上場投資信託受益権</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替<u>上場投資信託受益権</u>の振替の申請があつたものとして取り扱います。</p> <p>6.第 2 項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第 5 号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合又は同項第 1 号の振替上場投資信託受益権を同項第 6 号の</p>

新	旧
<p>第 12 条(他の口座管理機関への振替)</p> <p>1.当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2.前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。</p> <p>第 13 条(担保の設定)</p> <p>お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。</p> <p>第 15 条(担保株式等の取扱い)</p> <p>1.お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることが</p>	<p><u>振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には</u>、当社に対し、当該振替の申請に際して<u>当該振替の申請に際して当該振替株式等、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者、又は当該振替上場投資信託受益権の受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</u></p> <p>第 12 条(他の口座管理機関への振替)</p> <p>1.当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2.前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。</p> <p>第 13 条(担保の設定)</p> <p>お客様の振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>について、担保を設定される場合は、<u>当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きにより振替を行います。</u></p> <p>第 15 条(担保株式等、<u>担保振替上場投資信託受益権</u>の取扱い)</p> <p>1.お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権、<u>振替上場投資信託受益権</u>について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別</p>

新	旧
<p>できます。</p> <p>2. お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、<u>担保新投資口予約権</u>、担保上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3. お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>	<p>受益者の申出をすることができます。</p> <p>2.お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)、<u>担保振替上場投資信託受益権</u>の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等又は担保振替上場投資信託受益権の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3.お客様は、担保振替上場投資信託受益権の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等、<u>担保振替上場投資信託受益権</u>についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替上場投資信託受益権の口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等、<u>担保振替上場投資信託受益権</u>の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>
<p>第 16 条(担保設定者となるべき旨のお申出)</p> <p>1.お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p>	<p>第 16 条(担保設定者となるべき旨のお申出)</p> <p>1.お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)、<u>振替上場投資信託受益権</u>について、当社に対し、振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p>

新	旧
<p>2.お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>(削除)</p> <p>第 17 条 (信託の受託者である場合の取扱い) お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。</p> <p>第 18 条(振替先口座等の照会) 1.当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構</p>	<p>2.お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権、<u>振替上場投資信託受益権</u>について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p><u>3.お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</u></p> <p>第 17 条 (信託の受託者である場合の取扱い) お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。</p> <p>第 18 条(振替先口座等の照会) 1.当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構</p>

新	旧
<p>に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2.お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>3.お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>第 20 条（振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）</p> <p>お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。</p> <p>第 24 条の 2（振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き【振替上場投資信託受益権に関する規定】）</p> <p>1.当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>	<p>に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2.お客様が振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>3.お客様が当社に対する振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>第 20 条（振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）</p> <p>お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。</p> <p>第 24 条の 2（振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き【振替上場投資信託受益権に関する規定】）</p> <p>当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>

新	旧
<p><u>2.当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</u></p> <p>第 24 条の 4(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)</p> <p>1.振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>2.振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。</p> <p>(削除)</p> <p>第 25 条(配当金等に関する取扱い) (省略)</p> <p>第 25 条の 2 (振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等【振替受益権に関する規定】)</p> <p><u>1.当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。))の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第 24 条の 4(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)</p> <p>1.振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>2.振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。</p> <p>第 25 条(抹消手続き)</p> <p><u>振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</u></p> <p>第 26 条(配当金等に関する取扱い) (省略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>行うことができない場合を除きます。)</u>。 <u>なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款【規定】により管理することがあります。</u> <u>2.当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)</u>。</p> <p><u>第 25 条の 3 (振替受益権の信託財産の配当等の処理【振替受益権に関する規定】)</u> <u>振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。</u></p> <p><u>第 25 条の 4 (振替受益権の信託財産に係る議決権の行使【振替受益権に関する規定】)</u> <u>振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</u></p> <p><u>第 25 条の 5 (振替受益権に係る議決権の行使等【振替受益権に関する規定】)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。</u></p> <p><u>第 25 条の 6(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等【振替受益権に関する規定】)</u></p> <p><u>振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。</u></p> <p><u>第 25 条の 7 (振替受益権の証明書の請求等【振替受益権に関する規定】)</u></p> <p><u>1.お客様は当社に対し、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を請求することができます。</u></p> <p><u>2.お客様は、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 27 条(分配金に関する取扱い)</p> <p><u>1.お客様は、金融機関預金口座への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する分配金を受領する金融機関預金口座の指定(以下「分配金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</u></p> <p><u>2.お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登</u></p>

新	旧
	<p>録分配金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の分配金を受領する方法(以下「登録分配金受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる分配金を受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数(当該発行者に係るものに限り、)に応じて当社に対して分配金の支払いを行うことにより、お客様が分配金を受領する方式(以下「受益権口数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p><u>3.お客様が前項の受益権口数比例配分方式の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(1)お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金を受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。</u></p> <p><u>(2)お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金を受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。</u></p> <p><u>(3)当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。</u></p>

新	旧
<p>第 26 条(総株主通知等に係る処理)</p> <p>1.当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっ</p>	<p>(4)お客様に代理して分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>(5)発行者が、お客様の受領すべき分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する分配金支払債務が消滅すること。</p> <p>(6)お客様が次に掲げる者に該当する場合には、受益権口数比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ 機構に対して受益権口数比例配分方式に基づく加入者の分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ 機構加入者</p> <p>4.登録分配金受領口座方式又は受益権口数比例配分方式を現に利用しているお客様は、分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>第 28 条(受益者登録の請求等に係る処理)</p> <p>1.当社は、振替上場投資信託受益権について、機構に対し、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における受益者の氏名又は名称、住所、受益者の口座、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を報告します。</p>

新	旧
<p><u>ては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</u></p> <p>2.機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、<u>総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</u></p> <p>3.機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、<u>株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。</u></p> <p>4.当社は、<u>振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>2.機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、<u>受益者登録の対象銘柄である振替上場投資信託受益権の発行者に対し、受益者の氏名又は名称、住所、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、受益者として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から受益者として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る受益者の報告によって報告された口数を合算した口数によって、登録を行います。</u></p> <p>3.機構は、発行者に対して通知した前項の通知受益者に係る事項について、<u>信託の計算期間終了日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>第 27 条(お客様への連絡事項)</p> <p>1.当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。 <u>(1)最終償還期限(償還期限がある場合に限りませう。)</u> <u>(2)残高照合のための報告</u></p> <p>2.前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社コールセンターに直接ご連絡ください。</p> <p>3.当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4.当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>第 29 条(お客様への連絡事項)</p> <p>1.当社は、振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>について、次の事項をお客様にご通知します。 <u>(1)残高照合のための報告</u> <u>(2)最終償還期限(償還期限がある場合に限りませう。)</u></p> <p>2.前項の残高照合のための報告は、振替上場投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社コールセンターに直接ご連絡ください。</p> <p>3.当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4.当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>

新	旧
<p>5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1)個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (2)当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1)個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (2)当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>
<p>第28条(振替新株予約権の行使請求等)</p> <p>1.お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>2.お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>3.お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替</p>	<p>第30条(振替新株予約権の行使請求等)</p> <p>1.お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払い期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>2.お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</u></p> <p>4.前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。</p> <p>5.お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。</p> <p>6.お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。</p> <p>7.お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。</p> <p>8.お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構</p>	<p>3.前2項の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。</p> <p>4.お客様は、第1項又は第2項に基づき、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。</p> <p>5.お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。</p> <p>6.お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。</p> <p>7.お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。</p>

新	旧
<p>が定める取次停止期間は除きます。</p> <p>第 29 条(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い) 1.振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。</p> <p>2.当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 30 条(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求) (省略)</p> <p>第 31 条(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求) (省略)</p> <p>第 32 条(届出事項の変更手続き) 1.氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他</p>	<p>第 31 条(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い) 1.振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。</p> <p>2.当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第 32 条(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求) (省略)</p> <p>第 33 条(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求) (省略)</p> <p>第 34 条(届出事項の変更手続き) 1.氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他</p>

新	旧
<p>の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2.前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3.第 1 項による変更後は、氏名又は名称、住所等をもって、氏名又は名称、住所等とします。</p>	<p>の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2.前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替上場株式、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3.第 1 項による変更後は、氏名又は名称、住所等をもって、氏名又は名称、住所等とします。</p>
<p>第 33 条(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に 関する同意)</p> <p>機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第 35 条(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に 関する同意)</p> <p>機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第 34 条(口座管理料)</p> <p>1.当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2.当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の</p>	<p>第 36 条(口座管理料)</p> <p>1.当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2.当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等、</p>

新	旧
<p>売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。</p> <p>3.当社は、前2項にかかわらず、お客様の取引状況等を勘案し、口座管理料を免除する場合があります。</p> <p>第35条(当社の連帯保証義務) 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1)振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務</p> <p>(2)その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第36条(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知) 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合</p>	<p><u>振替上場投資信託受益権</u>の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。</p> <p>3.当社は、前2項にかかわらず、お客様の取引状況等を勘案し、口座管理料を免除する場合があります。</p> <p>第37条(当社の連帯保証義務) 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1)振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>の超過分(振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務もしくは<u>振替上場投資信託受益権</u>の場合は<u>収益分配金等の支払いをする義務</u></p> <p>(2)その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</u></p> <p><u>(1)銘柄名称</u></p> <p><u>(2)当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）</u></p> <p><u>(3)同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量</u></p> <p>第 <u>37</u> 条(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>1.当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2.当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>第 <u>38</u> 条(解約等)</p> <p>1.次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 <u>4</u> 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p>	<p>第 <u>38</u> 条(機構において取り扱う振替株式等、振替上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>1.当社は、機構において取り扱う振替株式等、振替上場投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2.当社は、当社における振替株式等、振替上場投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>第 <u>39</u> 条(解約等)</p> <p>1.次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。</p>

新	旧
<p>(1)お客様から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2)お客様が手数料を支払わないとき</p> <p>(3)お客様がこの約款に違反したとき</p> <p>(4)口座残高がない場合</p> <p>(5)お客様が第 43 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>(6)お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(7)お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(8)お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(9)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>2.次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>(1)お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合</p> <p>(2)お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、<u>新投資口予約権者</u>若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別</p>	<p>(1)お客様から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2)お客様が手数料を支払わないとき</p> <p>(3)お客様がこの約款に違反したとき</p> <p>(4)お客様が第 45 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>(5)口座残高がない場合</p> <p>(6)お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(7)お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(8)お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(9)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>2.次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>(1)お客様の振替決済口座に振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>についての記載又は記録がされている場合</p> <p>(2)お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、</p>

新	旧
<p>株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合 3.前 2 項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。 4.当社は、前項の不足額を引取りの日に第 34 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 34 条第 2 項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。</p> <p>第 39 条(解約時の取扱い) 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>第 40 条(緊急措置) 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるも</p>	<p>特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき若しくは担保振替上場投資信託受益権に係る受益者として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別受益者の申出における特別受益者であるとき 3.お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合 3.前 3 項による振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。 4.当社は、前項の不足額を引取りの日に第 36 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 36 条第 2 項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。</p> <p>第 40 条(解約時の取扱い) 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>第 41 条(緊急措置) 法令の定めるところにより振替上場投資信託受益の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることが</p>

新	旧
<p>のとします。</p> <p>第41条(免責事項) 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1)第32条第1項による届出の前に生じた損害 (2)当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した上で、相違ないものと認めて振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該ユーザーID、パスワード、取引暗証番号等について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があった場合に生じた損害 (3)当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認できなかつたため、振替株式等の振替をしなかつた場合に生じた損害 (4)災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 (5)前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第19条及び第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 (6)第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第42条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意) (省略)</p>	<p>できるものとしてします。</p> <p>第42条(免責事項) 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1)第34条第1項による届出の前に生じた損害 (2)当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した上で、相違ないものと認めて振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該ユーザーID、パスワード、取引暗証番号等について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があった場合に生じた損害 (3)当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認できなかつたため、振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>の振替をしなかつた場合に生じた損害 (4)災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 (5)前号の事由により振替株式等、<u>振替上場投資信託受益権</u>の記録が滅失等した場合、又は第27条による<u>分配金</u>の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 (6)前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第43条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意) (省略)</p>

新	旧
<p>第 42 条の 2(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例上場投資信託受益権に関する規定】) (省略)</p>	<p>第 43 条の 2(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例上場投資信託受益権に関する規定】) (省略)</p>
<p>第 42 条の 3(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例受益権に関する規定】) (省略)</p>	<p>第 43 条の 3(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例受益権に関する規定】) (省略)</p>
<p>第 43 条(この約款の変更) (省略)</p>	<p>第 44 条(個人情報の取扱い) (省略)</p>
<p>第 44 条(個人情報の取扱い) (省略)</p>	<p>第 45 条(この約款の変更) (省略)</p>